

令和5年12月議会 議案説明資料

○ 予算議案

- 1 令和5年12月 補正予算案農林水産局集計表 …………… 1 頁
- 2 議案第216号
令和5年度福岡市一般会計補正予算案(第4号)…………… 3 頁
- 3 議案第220号
令和5年度福岡市集落排水事業特別会計補正予算案(第1号)……… 13 頁
- 4 議案第221号
令和5年度福岡市中央卸売市場特別会計補正予算案(第1号)……… 15 頁

○ 条例議案

- 5 議案第234号
福岡市集落排水事業の設置等に関する条例案…………… 20 頁

○ 一般議案

- 6 議案第258号
福岡市海づり公園に係る指定管理者の指定について…………… 24 頁

農 林 水 産 局

○予算議案

1 令和5年12月 補正予算案 農林水産局集計表

(単位:千円)

区 分	補 正 前 の 額 (A)						
	歳 入	歳 出	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			当該事業財源	一般財源 (又は繰入金)
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	4,104,934	9,882,239	385,382	1,054,000	2,665,552	-	5,777,305
集落排水 事業 特別会計	519,437	519,437	-	47,000	46	37,115	435,276
中央卸売 市場 特別会計	5,932,902	5,932,902	-	631,000	1,160,152	1,676,626	2,465,124
局 計	10,557,273	16,334,578	385,382	1,732,000	3,825,750	1,713,741	8,677,705

【注】集落排水事業特別会計及び中央卸売市場特別会計の一般財源は、一般会計からの繰入金。

(単位:千円)

区 分	補 正 額 (B)						
	歳 入	歳 出	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			当該事業財源	一般財源 (又は繰入金)
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	△ 27	△ 5,126	-	-	△ 27	-	△ 5,099
集落排水 事業 特別会計	1,130	1,130	-	-	-	-	1,130
中央卸売 市場 特別会計	△ 6,697	△ 6,697	-	-	25	-	△ 6,722
局 計	△ 5,594	△ 10,693	-	-	△ 2	-	△ 10,691

(単位:千円)

区 分	補 正 後 (A+B)						
	歳 入	歳 出	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			当該事業財源	一般財源 (又は繰入金)
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	4,104,907	9,877,113	385,382	1,054,000	2,665,525	-	5,772,206
集落排水 事業 特別会計	520,567	520,567	-	47,000	46	37,115	436,406
中央卸売 市場 特別会計	5,926,205	5,926,205	-	631,000	1,160,177	1,676,626	2,458,402
局 計	10,551,679	16,323,885	385,382	1,732,000	3,825,748	1,713,741	8,667,014

2 議案第 216 号 令和 5 年度福岡市一般会計

(1) 歳入歳出予算の補正

(歳 入)

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
6 ・ 7	25 諸 収 入 2 保 険 料 収 入	1 保 険 料 収 入	8,013	△ 27	7,986
その他の科目 (本補正外)			4,096,921	-	4,096,921
合 計			4,104,934	△ 27	4,104,907

(歳 出)

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
34 5 37	6 農林水産業費 1 農 林 業 費	1 農業委員会費	156,685	4,705	161,390
36 ・ 37		2 農林業総務費	496,343	△10,121	486,222

説 明

○ 給与費等の追加

4,705 千円

区 分	補正前の額	補 正 額	補正後の額
給 料	54,320	1,376	55,696
職員手当等	38,607	2,153	40,760
共 済 費	18,626	1,176	19,802
計	111,553	4,705	116,258

関連歳入

(25) 諸収入

雇用保険料収入

△ 23 千円

△ 23

△ 23

一般財源

4,728 千円

○ 一般職職員給与費等の減額

△10,121 千円

区 分	補正前の額	補 正 額	補正後の額
給 料	222,182	△ 9,616	212,566
職員手当等	177,749	1,186	178,935
共 済 費	80,406	△ 1,691	78,715
計	480,337	△ 10,121	470,216

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
36	2 農 地 費	1 農地整備費	1,177,764	500	1,178,264
.					
37					

説 明

○ 一般職職員給与費等の追加

191 千円

区 分	補正前の額	補 正 額	補正後の額
給 料	39,427	253	39,680
職員手当等	29,953	△ 549	29,404
共 済 費	13,771	487	14,258
計	83,151	191	83,342

関連歳入

(25) 諸収入

雇用保険料収入

厚生年金保険料収入

△ 4 千円

△ 4

4

△ 8

一般財源

195 千円

○ 事業費対象外給与費の追加

309 千円

区 分	補正前の額	補 正 額	補正後の額
給 料	66,239	425	66,664
職員手当等	51,735	△ 1,025	50,710
共 済 費	23,135	909	24,044
計	141,109	309	141,418

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
38 ・ 39	3 水 産 業 費	1 水産業総務費	千円 155,198	千円 4,630	千円 159,828
		3 漁港整備費	225,567	752	226,319
		5 漁業集落 排水事業費	231,422	1,130	232,552
	4 市 場 費	1 中央卸売 市場費	2,465,124	△6,722	2,458,402
その他の科目（本補正外）			4,974,136	-	4,974,136
合 計			9,882,239	△5,126	9,877,113

説 明

○ 一般職職員給与費等の追加

4,630 千円

区 分	補正前の額	補 正 額	補正後の額
給 料	68,377	△ 667	67,710
職員手当等	54,581	4,111	58,692
共 済 費	24,458	1,186	25,644
計	147,416	4,630	152,046

○ 事業費対象外給与費の追加

752 千円

区 分	補正前の額	補 正 額	補正後の額
給 料	14,020	280	14,300
職員手当等	10,733	328	11,061
共 済 費	5,076	144	5,220
計	29,829	752	30,581

○ 集落排水事業特別会計への繰出金の追加

1,130 千円

(関連 13・14 ページ)

○ 中央卸売市場特別会計への繰出金の減額

△6,722 千円

(関連 15・16 ページ)

(2) 繰越明許費の補正

説明書 ページ	款	項	目	事業名
182 ・ 183	6 農林水産業費	2 農地費	1 農地整備費	農業施設整備費 防災・浸水対策事業 農業用施設整備事業 農業用施設維持補修事業 防災重点農業用ため池対策事業
188 ・ 189	13 災害復旧費	1 農林水産施設 復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	農林水産施設災害復旧事業 農業用施設災害復旧事業
合				計

関係予算額	繰越額		繰越事由
	補正前	補正後	
千円 916,283	千円 -	千円 261,000	関係者との協議等に日時を要し、年度内に完了しないため。
345,800	-	146,000	奥の浦池 改良工事 外8件
121,078	-	63,000	早良区大字脇山地内 農業用水路 改良工事 外12件
59,758	-	2,000	小石ヶ谷(新)池 フェンス移設工事
189,417	-	50,000	蓼原池 洪水吐改良工事 外2件
234,400	-	215,000	工期の都合により、年度内に完了しないため。
231,400	-	215,000	林道(早良線 外)、ふれあい施設(油山牧場、油山市民の森、背振牧場)
1,150,683	-	476,000	

3 議案第 220 号 令和 5 年度福岡市集落排水

(1) 歳入歳出予算の補正

(歳 入)

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
92	3 繰入金 1 一般会計 繰入金	1 一般会計 繰入金	435,276	1,130	436,406
その他の科目 (本補正外)			84,161	-	84,161
合 計			519,437	1,130	520,567

(歳 出)

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
94 ・ 95	2 漁業集落排水 事業費 1 事業費	1 管理運営費	132,067	1,130	133,197
その他の科目 (本補正外)			387,370	-	387,370
合 計			519,437	1,130	520,567

事業特別会計補正予算案（第1号）

説 明	
○ 一般会計からの繰入金の追加	1,130 千円

説 明																					
○ 一般職職員給与費等の追加	1,130 千円																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">補正前の額</th> <th style="width: 20%;">補 正 額</th> <th style="width: 20%;">補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給 料</td> <td style="text-align: right;">17,472</td> <td style="text-align: right;">317</td> <td style="text-align: right;">17,789</td> </tr> <tr> <td>職員手当等</td> <td style="text-align: right;">12,921</td> <td style="text-align: right;">683</td> <td style="text-align: right;">13,604</td> </tr> <tr> <td>共 済 費</td> <td style="text-align: right;">6,470</td> <td style="text-align: right;">130</td> <td style="text-align: right;">6,600</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">36,863</td> <td style="text-align: right;">1,130</td> <td style="text-align: right;">37,993</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	補正前の額	補 正 額	補正後の額	給 料	17,472	317	17,789	職員手当等	12,921	683	13,604	共 済 費	6,470	130	6,600	計	36,863	1,130	37,993
区 分	補正前の額	補 正 額	補正後の額																		
給 料	17,472	317	17,789																		
職員手当等	12,921	683	13,604																		
共 済 費	6,470	130	6,600																		
計	36,863	1,130	37,993																		

4 議案第 221 号 令和 5 年度福岡市中央卸売

(1) 歳入歳出予算の補正

(歳 入)

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
98	4 繰 入 金 1 一 般 会 計 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,465,124	△ 6,722	2,458,402
	6 諸 収 入 2 保 険 料 収 入	1 保 険 料 収 入	4,359	25	4,384
その他の科目 (本補正外)			3,463,419	-	3,463,419
合 計			5,932,902	△ 6,697	5,926,205

(歳 出)

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
100	1 総 務 費				
.	1 総 務 管 理 費	1 管 理 運 営 費	2,193,583	△6,697	2,186,886
101					
その他の科目 (本補正外)			3,739,319	-	3,739,319
合 計			5,932,902	△6,697	5,926,205

説 明

○ 一般職職員給与等の減額

△6,697 千円

区 分	補正前の額	補 正 額	補正後の額
給 料	125,619	△ 2,741	122,878
職員手当等	103,594	△ 3,226	100,368
共 済 費	46,352	△ 730	45,622
計	275,565	△ 6,697	268,868

関連歳入	25 千円
(6) 諸収入	25
雇用保険料収入	3
厚生年金保険料収入	22

一般財源 △6,722 千円

余 白

○条例議案

5 議案第 234 号

福岡市集落排水事業の設置等に関する条例案

議案番号	第 2 3 4 号																
名 称	福岡市集落排水事業の設置等に関する条例案（別紙 1 のとおり）																
理 由	<p>集落排水事業の運営の効率化及び経理内容の明確化を図るため、同事業に地方公営企業法（以下「法」という。）の財務規定等を適用するとともに、事業の設置、経営の基本に関する事項、重要な資産の取得及び処分に関する事項等について定める必要があるによる。</p>																
条例案の内容	<p>総則（第 1 条～第 4 条） 設置、法の適用、経営の基本について定める。</p> <p>重要な資産の取得及び処分等（第 5 条～第 7 条） 一般会計において議会での議決等が必要な事項について、一般会計との均衡を失しないよう本市の他の地方公営企業と同様の基準を定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>集落排水事業会計</th> <th>一般会計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財産の取得及び処分</td> <td>6,000 万円以上は予算案に明示 （土地は上記かつ 1 万 m²以上）</td> <td>6,000 万円以上は要議決 （土地は上記かつ 1 万 m²以上）</td> </tr> <tr> <td>和解及び調停</td> <td>20 万円超は要議決</td> <td>20 万円超は要議決</td> </tr> <tr> <td>訴えの提起</td> <td>50 万円超は要議決</td> <td>50 万円超は要議決</td> </tr> <tr> <td>損害賠償額の決定</td> <td>20 万円超は要議決</td> <td>20 万円超は要議決</td> </tr> </tbody> </table> <p>業務状況説明書類の作成（第 8 条） （作成時期）4 月 1 日から 9 月 30 日までの業務状況 11 月 30 日まで 10 月 1 日から 3 月 31 日までの業務状況 5 月 31 日まで （作成書類）事業報告書、損益計算書、貸借対照表 等</p>		事 項	集落排水事業会計	一般会計	財産の取得及び処分	6,000 万円以上は予算案に明示 （土地は上記かつ 1 万 m ² 以上）	6,000 万円以上は要議決 （土地は上記かつ 1 万 m ² 以上）	和解及び調停	20 万円超は要議決	20 万円超は要議決	訴えの提起	50 万円超は要議決	50 万円超は要議決	損害賠償額の決定	20 万円超は要議決	20 万円超は要議決
事 項	集落排水事業会計	一般会計															
財産の取得及び処分	6,000 万円以上は予算案に明示 （土地は上記かつ 1 万 m ² 以上）	6,000 万円以上は要議決 （土地は上記かつ 1 万 m ² 以上）															
和解及び調停	20 万円超は要議決	20 万円超は要議決															
訴えの提起	50 万円超は要議決	50 万円超は要議決															
損害賠償額の決定	20 万円超は要議決	20 万円超は要議決															
施行期日	令和 6 年 4 月 1 日																
条例の制定に伴い廃止する条例	福岡市集落排水事業特別会計条例																

福岡市集落排水事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）の規定に基づき、福岡市集落排水事業の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(集落排水事業の設置)

第2条 農業集落及び漁業集落における公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に寄与するため、福岡市集落排水事業（以下「集落排水事業」という。）を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び令第1条第2項の規定に基づき、集落排水事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用するものとする。

(経営の基本)

第4条 集落排水事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。

事業名	排水区域	計画処理人口	1日平均処理能力
農業集落排水事業	福岡市東区大字勝馬の一部、福岡市早良区大字曲渕及び大字飯場の各一部並びに福岡市西区大字宮浦、大字小田、大字草場及び大字西浦の各一部	3,330人	858立法メートル
漁業集落排水事業	福岡市東区大字勝馬、大字弘及び大字志賀島の各一部並びに福岡市西区大字宮浦、大字西浦、大字玄界島及び大字小呂島の各一部	3,920人	1,066立法メートル

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない集落排水事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が6,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 集落排水事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が100万円を超えるもの
- (2) 本市がその当事者である審査請求その他の不服申立て、和解、あっせん、調停及び仲裁で、当該事件の目的物の価額が20万円を超えるもの
- (3) 本市がその当事者である訴えの提起で、当該訴訟物の価額が50万円を超えるもの
- (4) 法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が20万円を超えるもの。ただし、交通事故による場合は、300万円を超えるもの

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、集落排水事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類（以下「業務状況説明書類」という。）を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務状況説明書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 天災その他避けることのできない事故により、前項に定める期日までに業務状況説明書類を作成することができないときは、市長は、事故の止んだときから1月以内にこれを作成しなければならない。

3 業務状況説明書類には、それぞれの期間における次に掲げる事項を掲載し、業務の動向及び財政事情を明らかにしなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 損益計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 企業債及び一時借入金現在高
- (5) 前各号のほか、集落排水事業の業務の状況を説明するに必要な事項

4 市長は、業務状況説明書類を作成したときは、財政状況の公表に関する条例（昭和23年福岡市条例第28号）第4条及び第5条の定めるところにより公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(福岡市集落排水事業特別会計条例の廃止)

- 2 福岡市集落排水事業特別会計条例（平成7年福岡市条例第14号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 福岡市集落排水事業特別会計の令和5年度に係る決算に関しては、なお従前の例による。

○一般議案

6 議案第 258 号

福岡市海づり公園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市海づり公園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市海づり公園

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市漁業協同組合

代表理事組合長 藤野 秀司

① 設立年月日：平成4年11月2日

② 所在地：福岡市西区愛宕浜四丁目49番1号

③ 主な業務内容

ア 水産資源の管理及び水産動植物の増殖

イ 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導

ウ 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給

エ 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置

オ 組合員の漁獲物その他生産物の運搬・加工・保管又は販売

カ 漁場の利用に関する事業

キ 船だまり、船揚場、漁礁その他組合員の漁業に必要な設備の設置

(3) 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 募集及び選定の概要

(1) 主な業務の内容

施設の運営、維持管理

(2) 募集方法

非公募

(3) 非公募の理由

福岡市海づり公園の管理運営について、指定管理者制度の趣旨に沿い、かつ管理業務を円滑に実施できる団体等が、以下の理由により福岡市漁業協同組合以外にないため。

① 施設運営については、付近の生息魚種やその生態、潮流等に精通しているスタッフの確保が必要であるが、福岡市漁業協同組合の地元組合員は、施設の周辺海域で長年漁業を営んでいる経験に基づいた知識を持っていることから、他のどの団体よりも効果的な市民サービスの提供が可能であること。

② 福岡市漁業協同組合の組合員は、地元在住の市民で組織されていることから、現地での職員雇用ができ、また、地域との共同イベント開催等、施設の有効活用により、施設周辺地域を含めた活性化が期待できること。

③ 福岡市漁業協同組合は、平成25年度から継続して指定管理業務を円滑に実施していること。

(4) 福岡市海づり公園に係る指定管理者選定委員会

選定委員 5名

- ・[学識経験者] 松山 倫也 (役職名 九州大学大学院 農学研究院 特任教授)
- ・[学識経験者] 久賀 みず保 (役職名 鹿児島大学水産学部 准教授)
- ・[外部有識者] 高嶋 好夫 (役職名 福岡県中小企業診断士協会 会員)
- ・[外部有識者] 吉田 博司 (役職名 日本釣振興会 九州地区支部長)
- ・[外部有識者] 森山 暎子 (役職名 福岡市レクリエーション協会 副会長)

(5) 募集・選定経過

- ・第1回 指定管理者選定委員会 令和5年7月24日
(非公募での指定及び募集要項・選定基準)
- ・募集要項配付期間 令和5年8月25日から令和5年9月29日まで
- ・応募受付期間 令和5年8月25日から令和5年9月29日まで
- ・第2回 指定管理者選定委員会 令和5年10月23日
(応募者ヒアリング及び候補者の選定)

(6) 委託料の上限額

令和6年度：76,239千円

4 選定結果

(1) 選定基準

審査項目	審査の主な観点	配点
1 運営方針	施設の設置目的を踏まえた適切な運営ができる団体であるか。 ①事業に対する意欲、熱意 ②管理運営方針 ・当施設の設置目的をふまえた総合的な管理運営方針であるか	30点
2 効率最大化	施設の効用を十分発揮できる団体であるか。 ①利用者サービスの質の確保・向上 ・高齢者や障がい者等に対する配慮や取組み ・利用者の要望や苦情に対する取組み ②効果的な集客・利用促進 ・施設のPR等、効果的な集客や利用促進の方策 ③地域との連携 ・近隣地域との連携や関係づくり	75点
3 業務推進力	施設の管理運営を行う能力を十分に備えた団体であるか。 ①年間計画 ・維持管理及び運営業務の年間計画 ・効率的かつ的確な維持管理・運営の方策や業務水準向上の取組み等 ②要因配置計画 ・業務実施体制（業務分担、人員配置等） ③必要な人材の確保 ・管理運営に特に必要となる人材（経験及び知識）の確保 ④危機管理・安全対策 ・通常の管理における施設内での事故等防止の予防策 ・通常の管理における施設内での事故等発生時の取組み ・災害時等の緊急時における取組み ・指定管理期間中の事業実施に支障が出ないための方策 ⑤個人情報の保護・情報公開・暴力団排除	75点
4 収支計画	提案内容に見合った収支計画であり、かつ効率的な管理運営により経費を削減できる団体であるか。 ・収支計画 ・経費削減	20点
合 計		200点

※選定委員毎に、選定基準に基づき評価点を付ける。

※評価に基づき、選定委員が指定管理者の候補者としての適否を協議し、その意見やヒアリングの結果等を総合的に判断し、本市が指定管理者の候補者を決定する。

※上記配点の合計 200 点中、120 点を指定管理者とするための最低制限基準とし、各委員の評価点の平均が最低制限基準を満たさない場合は、候補者に提案内容の改善を指示する。

(2) 選定結果

下記の選定委員会の評価内容をふまえ、福岡市漁業協同組合が福岡市海づり公園の管理・運営を行うことが適切であると判断されるため、同団体を指定管理者の候補者としたものである。

審査項目		選定結果（得点）					主な評価内容
		委員					
		A	B	C	D	E	
評価点	1 運営方針	24	24	24	24	21	・提案内容について、全ての評価項目で指定管理者として求められる基準を満たしている。 ・今までの経験を活かした適切な管理運営計画になっており、指定管理者の候補者として妥当である。
	2 効用最大化	60	32	69	39	60	
	3 業務推進力	60	52	60	45	53	
	4 収支計画	16	12	12	12	16	
	合計	160	120	165	120	150	
平均点		1 4 3					

福岡市海づり公園の概要

1. 設置の目的

市民に安全で快適な海釣りの場を提供することにより、市民の余暇の活用及び健康の増進に寄与する。

2. 施設の設置者及び管理者

福岡市が昭和 60 年 4 月に開設。

施設の円滑な管理運営を行うため福岡市と福岡市漁業協同組合が共同出資し、(財)福岡市海づり公園管理協会を設立。同法人が平成 24 年度末をもって解散した後、平成 25 年 4 月からは福岡市漁業協同組合が指定管理者として管理運営を行っている。

3. 施設の概要

(1) 規模

① 海上沖 386m の T 字型鋼製釣り桟橋

② 釣り場面積 3,270 m² 第 1 釣台 巾 6m × 長さ 120m 第 2 釣台 巾 6m × 長さ 180m

(2) 収容人数 400 人

(3) 駐車場 250 台

(4) 管理棟 1 階 多目的トイレ・指導員室

2 階 男性用トイレ

3 階 女性用トイレ・展望所・休憩所・自動販売機・カラー魚拓展示

(5) 施設外観



4. 開園時間

(4月・9月) 午前6時から午後7時まで (5月から8月) 午前6時から午後8時まで

(10月) 午前6時から午後6時まで (11月・1月から3月) 午前7時から午後6時まで

(12月) 午前7時から午後5時まで

5. 休園日

毎週火曜日（祝日の場合は、翌営業日）、12月29日から翌年1月3日まで

6. 利用料金

区 分		大 人	小 人
釣台使用料（4時間以内）		1,000 円	500 円
超過料金（1時間まで毎に）		250 円	100 円
回数券（11枚綴）		10,000 円	5,000 円
入園料（見学のみ）		200 円	100 円
駐車料金	二輪車	100 円	
	普通・準中型自動車	300 円	
	中型自動車	600 円	
	大型自動車	1,200 円	

※ 高齢者等の各種割引あり

7. 入園者数

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
63,624 人	61,908 人	46,724 人	35,387 人	45,638 人